

東海村屋外広告物等に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(許可の申請等)</p> <p>第3条 条例第6条又は<u>条例第7条第4項若しくは第5項</u>の規定による許可を受けようとする者は、広告物等を表示し、又は設置しようとする日の30日前までに、屋外広告物許可申請書(様式第1号)を次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 村長は、<u>条例第6条又は条例第7条第4項若しくは第5項</u>の規定による許可をしたときは、屋外広告物許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。</p> <p>(更新の申請等)</p> <p>第4条 条例第9条の2第1項の規定による許可の更新の申請は、<u>条例第6条又は条例第7条第4項若しくは第5項</u>の規定により受けた許可期間が満了する2週間前までに、屋外広告物更新許可申請書(様式第3号)に当該広告物等のカラー写真(申請の日前3月以内に撮影したもの)を添えて村長に提出することにより行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(許可の申請等)</p> <p>第3条 条例第6条又は<u>条例第7条第4項から第6項</u>までの規定による許可を受けようとする者は、広告物等を表示し、又は設置しようとする日の30日前までに、屋外広告物許可申請書(様式第1号)を次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 村長は、<u>条例第6条又は条例第7条第4項から第6項</u>までの規定による許可をしたときは、屋外広告物許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。</p> <p>(更新の申請等)</p> <p>第4条 条例第9条の2第1項の規定による許可の更新の申請は、<u>条例第6条又は条例第7条第4項から第6項</u>までの規定により受けた許可期間が満了する2週間前までに、屋外広告物更新許可申請書(様式第3号)に当該広告物等のカラー写真(申請の日前3月以内に撮影したもの)を添えて村長に提出することにより行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>条例第9条の2第2項の規定による点検について、第1項の規定による許可の更新を申請しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に行わせなければならない。</u></p> <p><u>(1) 条例第21条の2の規定により広告物等を管理する者を置く広告物であって建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項第3号に該当するもの 次に掲げる者</u></p> <p><u>ア 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必</u></p>

要な知識について行う試験に合格した者

イ 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士

エ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第3項に規定する特種電気工事資格者（電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）第2条の2第1項第1号に規定するネオン工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者に限る。）

(2) 条例第21条の2の規定により広告物等を管理する者を置く広告物等（前号に掲げる広告物等を除く。） 同号に掲げる者又は条例第21条の2第2項各号のいずれかに該当する者

(3) 前2号以外の広告物等 前号に掲げる者又は当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者

4 条例第9条の2第2項の規定による点検結果の提出は、屋外広告物安全点検報告書（様式第5号）により行わなければならない。

第5条（略）

（軽微な変更）

第6条 条例第10条第1項に規定する規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるものとする。

(1)～(3)（略）

(4) 劇場、映画館等の常設の興行場が興行内容を表示する掲出物件に掲出する興行内容を表示する広告物の取替え

第7条～第8条の4（略）

第8条の5（略）

2 村長は、前条ただし書の規定による随意契約に付そうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

3 条例第9条の2第2項の規定による点検結果の提出は、屋外広告物自己点検書（様式第5号）により行わなければならない。

第5条（略）

（軽微な変更）

第6条 条例第10条第1項に規定する規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるものとする。

(1)～(3)（略）

(4) 劇場、映画館等の常設の興行場が興行内容を表示する広告物を掲出する物件に掲出する興行内容を表示する広告物の取替え

第7条～第8条の4（略）

第8条の5（略）

2 村長は、前条ただし書の随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

第8条の6～第9条 (略)

(屋外広告業届出)

第10条 条例第23条第1項の規定による届出は、屋外広告業届出書(様式第13号)によりしなければならない。この場合において、同条第1項第3号に規定する講習会修了者等が条例第25条第1項第1号及び第2号に規定する者であるときは、それを証する書面を添付しなければならない。

2 村長は、条例第23条第1項の規定による届出を受理したときは、屋外広告業届出済証(様式第14号)を届出者に交付するものとする。

3 条例第23条第2項の規定による届出は、屋外広告業廃止(変更)届出書(様式第15号)によりしなければならない。

別表 (略)

様式第1号～様式第4号 (略)

様式第5号(第4条関係) 別紙のとおり

様式第6号～様式第12号 (略)

様式第13号(第10条関係) 別紙のとおり

様式第14号(第10条関係) 別紙のとおり

様式第15号(第10条関係) 別紙のとおり

第8条の6～第9条 (略)

別表 (略)

様式第1号～様式第4号 (略)

様式第5号(第4条関係) 別紙のとおり

様式第6号～様式第12号 (略)